



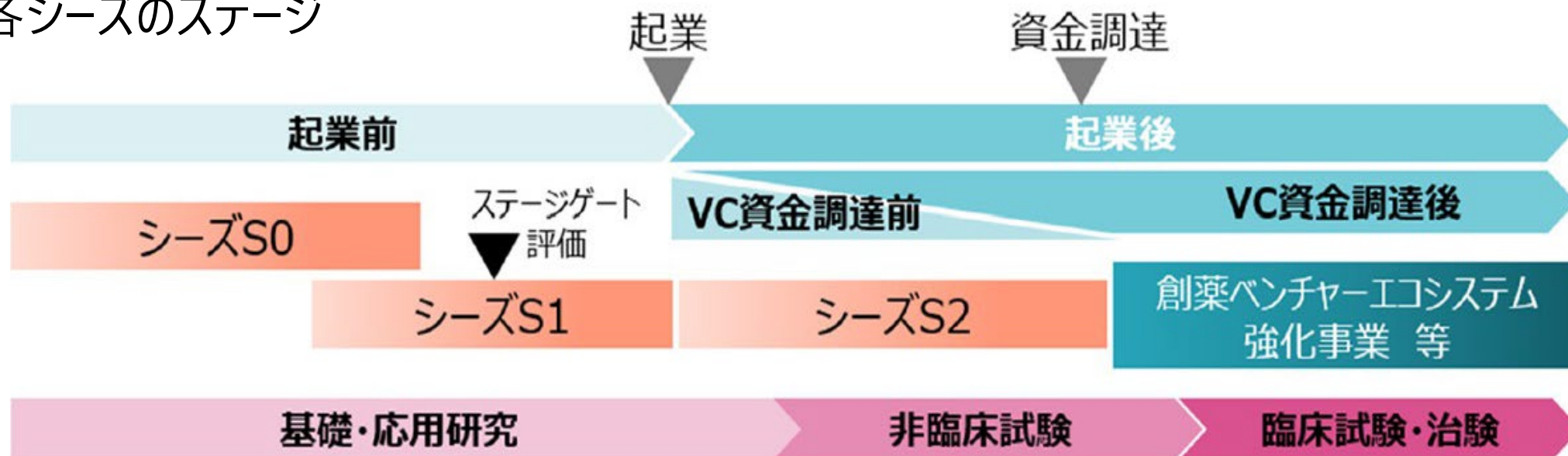
Keio University
1858
CALAMVS
GLADIO
FORTIOR

橋渡し研究プログラム (大学発医療系スタートアップ支援プログラム) 令和7年度 シーズンS2 公募説明会

学校法人慶應義塾 医療系スタートアップ支援拠点

令和7年6月3日

各シーズのステージ



シーズS0（若手育成） シーズS1（起業前） シーズS2（起業直後）

シーズS1, S2は研究成果の事業化に向けて、事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを設定の上、これらマイルストーンの達成に向けて研究成果と事業化の間のギャップを埋めるために必要な活動を行う

シーズ S0（若手*育成）

- 学生・研究者等の若手人材・チームが対象
- 研究費支援
- SU支援拠点に所属する専門人材、プログラムを活用した起業に向けた伴走支援
- AMED主催コンテストでの発表は必須

支援期間：最長2年間

支援額：原則、上限2,000万円/2年

研究代表機関：大学等のアカデミア

支援終了時までに、事業計画の策定をめ
ず

シーズ S1（起業前）

- 起業を介して医薬品・医療機器等の実用化を目指す課題が対象
- 起業前に必要なフィジビリティ・スタディ（FS）の実施や起業に必要な人材の確保、インキュベーション施設利用等に必要な費用を支援
- 起業・実用化に向けた伴走支援
- 2年度目終了時にステージゲート評価を実施

支援期間：最長3年間

支援額：原則、上限3,000万円/3年

研究代表機関：大学等のアカデミア

支援終了時までに民間からの資金調達に関して
VC、CVC、事業会社等と対話を実
施した上で、起業することを目指す

シーズ S2（起業直後）

- 医薬品・医療機器等の実用化を目指す起業直後のスタートアップが対象
- 自走可能な民間資金を獲得するまでの間、非臨床試験等に必要な費用、治験薬・医療機器等の開発費、インキュベーション施設利用料や経営人材等の確保に必要な経費を支援
- 伴走支援

支援期間：最長2年間（年度をまたぐ場合があります）

支援額：原則、上限3億円/2年間

研究代表機関：スタートアップ企業

支援終了時までに自走可能な民間資金の
獲得を目指す

- 事業期間：最長令和10年度まで
- 新規採択シーズ予定数（年度毎）
 - シーズ S2：0～2程度
- 公募開始：令和7年6月10日（火）

シーズ S2

⇒今回の募集はS2のみです。

※S0,S1については9月末頃に公募開始予定です。

詳細は公募開始時期が近づきましたら改めてご案内いたします。

1. 大学等の研究機関のオリジナルな基礎研究成果によるシーズであり、革新的な医薬品・医療機器等の実用化を目指す研究開発課題であること。
2. 迅速な承認・認証を目指していること。
3. 実質的に同一の内容（開発候補品やその前提となる研究テーマなど）について、国又は独立行政法人による他の競争的研究費制度による助成を受けていないこと、または受けることが決定していないこと。
4. 高い革新性や市場ニーズを持ちながらも、課題の難易度や資金・ノウハウの不足により、SU支援拠点の支援なしでは実用化が難しい研究開発課題であること。

シーズ S2 :

- 応募時点でアカデミア発の開発候補品をもっていることを必須とします。
- スタートアップ1社につき、本公募への提案は1件とします。
- 研究開発代表者は、応募する事業課題において、事業計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う者としてします。

調達資金面の要件

「民間資金の十分な調達」については、「総調達金額3億円以上 or 1VC単独で1億円以上出資している」を本事業の対象外とする水準の目安としています。ただ、当該金額のみを用いて画一的に判断する予定ではありません。本事業が、「創薬ベンチャーエコシステム強化事業などVCの出資を前提としたスタートアップ支援が整いつつある一方、大学発スタートアップがそのステージに到達することが難しい」という課題の解決を狙っていることを鑑み、総合的に判断する見込みです。

民間資金を十分に調達できていない起業直後（※）のスタートアップであり、以下の要件を満たす企業を対象とします。

1. 未上場企業であること。
2. アカデミアから研究成果の技術移転（ライセンス契約など）を既に受けている、または、その予定があり当該アカデミアからも同意を得ていること。
3. 日本に登録されている民間企業であり、技術開発を含めた事業活動の拠点を日本国内に有すること。ただし、医薬品開発や事業活動の拠点を国外にも有している場合、当該研究費を活用して国外における技術開発を行うことも可能とする。
4. 本事業活動を的確に遂行するための内部統制・ガバナンス体制を有すること。（採択又は事業開始後、事務処理や体制整備状況を踏まえ、内部統制・ガバナンス体制等の確認を行う場合があります。）
5. 本事業に関連する経理やその他の事務について、的確な管理体制および処理能力を有すること。
6. 中小企業基本法等に定められた資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、かつ、みなし大企業に該当しないこと。
7. 本事業に関わるメンバーが、前職を離職する際に結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。親会社や子会社を含むすべての関係者が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくはその関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、または反社会的勢力との関与がないこと。
8. 破産、再生手続開始、特別精算または会社更生手続開始の申立てを受けておらず、かつ、自らも行っていないこと。

※原則起業後数年以内の企業を対象としますが、特段の理由がある場合は柔軟に判断します。

1. 解決したい臨床上の課題
 2. 製品による課題解決の期待度
 3. 期待度を裏付ける科学的な根拠
 4. 事業の将来性
 5. 事業化の実行可能性
 6. 本事業で支援を受ける必要性
- 項目6には、社会実装に向けた橋渡し研究に取り組む研究開発代表者の強い意欲や、当拠点で提供する支援プログラムへの参画意志なども含みます。

項目	観点
事業推進への意欲	研究開発代表者またはチームが、シーズの社会実装をゴールとして、自走に向けた資金調達の達成に向けた強い意欲を有しているか
シーズのステージ	最終開発候補品を有しているか（有効性や安全性の動物実験での実証等の完了を想定している）
経営者・チーム	研究開発代表者またはチームが、リーダーシップ、柔軟性、論理力、協調性といった創業者・経営者として十分な資質を有しているか

当拠点ではスタートアップ支援の方針や課題採択計画を含めた研究開発計画を策定し、シーズをS0、S1、S2 のシーズ枠に分類して、拠点裁量で選定・育成支援します。

- 各シーズ枠には、目安となる支援額（研究費）や支援期間が設定されていますが、合理的な理由がある場合には、支援額や支援期間を調整することが可能です。
- 各シーズにはSU推進担当とプロジェクトマネージャーを配置し、プロジェクトの進行状況に応じて計画立案や調整業務を含む伴走型の支援を行います。

- S0およびS1段階のシーズを企業に移転可能な段階へと進めるためには、技術的リスクを低減し、Proof of Conceptを達成する必要があります。
- 当拠点では、これらの橋渡し研究活動を包括支援するエコシステムを構築しており、その一環として、Stanford大学のSPARKプログラムからのノウハウや手法の導入を進めています。
- Stanford SPARKは2006年に設立され、これまでに支援した200以上のプロジェクトチームの約50%が、製薬会社やスタートアップへの技術移転、または臨床試験に進んでいます。
- 経済的な観点でも、Stanford SPARKは、50社以上のスタートアップ企業の創出および28.8億ドル以上の資金調達（Nat Biotech, 2024）という成果をもたらしています。



- 当拠点におけるSPARKプログラムの詳細は現在準備中ですが、以下に示すStanford SPARKの主要な構成要素に基づき、支援内容を構築する予定です：
 - ◆ 専任のプロジェクトマネージャーによる継続的なプロジェクト支援
 - ◆ 秘密保持契約下でのインダストリー・アドバイザー（豊富な業界経験を持つ支援者）による無料コンサルテーション
 - ◆ インダストリーアドバイザーを含む橋渡し研究実践者のコミュニティ形成（定期的な対面ミーティングを実施）
 - ◆ 研究者全員に対する橋渡し研究に関する包括的な講義とプロジェクトアップデートに対するフィードバック
 - ◆ マイルストーンに基づく競争的選抜プロセスと研究資金の提供
 - ◆ 商業ライセンス化やスタートアップ創出を支援するための国内外の投資家とのネットワーク構築
- 医療系シーズの開発は複雑で学際的なプロセスであるため、シーズS0・S1の研究者を包括的に支援する仕組みが必要です。そのため、S0/S1シーズの採択者には当拠点におけるSPARKプログラムへの参加を求めます。
- さらに、採択チームは、Stanfordと当拠点のSPARKの合同活動に参加する機会もあり、Stanfordおよびシリコンバレーのエコシステムの知識と専門性を活用することができます。

各チームのニーズ・関心に応じて、以下に示す様々支援を提供します。

VC連携：慶應義塾は、本事業を担う橋渡し研究支援機関のうち、唯一大学VCを設立している機関であり、橋渡し研究支援とVC連携を含む産学連携活動との連動を強みとします。さらに、創薬や医療機器分野の早期段階シーズに強みを持つ協力機関VC*との連携により、投資家への紹介やフィードバック機会の提供など、起業や資金調達を強力に支援します。なお、創薬分野を対象とする協力機関VCは、大学VCである慶應イノベーション・イニシアティブを含め、いずれもAMED認定VCに採択されています。

*慶應イノベーション・イニシアティブ、AN Ventures、Saisei Ventures、大鵬イノベーションズ、三菱UFJキャピタル、MedVenture Partners（公募開始時点）

チーム構築支援：株式会社ビズリーチとの連携協定に基づく客員起業家制度や、慶應ビジネス・スクールを通じた産業界人材とのネットワークなど、慶應義塾が持つ強みを活かしたチーム構築支援を行います。

グローバル起業家育成プログラム：米国ボストンを拠点としたグローバルトップインキュベーターであるBioLabsと連携したライフサイエンス分野特化の起業家育成プログラムを提供します（連携：iCONM with BioLabs/川崎市産業振興財団）。サイエンスの素養を持つグローバル経営者の育成を目指し、グローバル講師陣による知識習得やネットワーク形成を伴う、約半年間のインテンシブプログラムを提供予定です。

人材育成機会：慶應ビジネス・スクールの大学院生向け講義である「起業家に学ぶ」への参加機会を提供し、アントレプレナーシップの習得やMBA生との交流を支援します。加えて、スタートアップを通じた医療系シーズの事業化を志す研究者や起業家向けの基礎知識をオンデマンドビデオ教材で提供します（連携：Triple Bridge Acceleration Program）。

エコシステムへのアクセス：かながわ再生・細胞医療産業化ネットワーク（RINK）や湘南アイパーク、SakuLab（アステラス製薬）など、産官学が結集するエコシステムやオープンイノベーション拠点との連携を通じたネットワークを各種支援に活用します。

その他：製造・薬事・知財戦略のセミナーや臨床試験支援、ピッチイベントなどを通じて、専門人材育成と実用化支援を行います。

- 各シーズでは、設定されたマイルストーンに基づき、四半期ごとに開催されるSU支援拠点のステアリングコミッティ*において、厳格な進捗管理が行われます。
- ステアリングコミッティにおいてマイルストーンの達成が困難と判断された時点で、支援は終了します。
- シーズS2では、自走可能な民間資金を獲得することが目標になりますが、AMED「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（創薬ベンチャー公募）」への採択も目標の達成とみなされます。
- シーズS2では、資金管理の健全性を確認するため、必要に応じて中間検査が行われる場合があります。

*ステアリングコミッティ：最高意思決定会議（重要事項、シーズ選定、ステージアップ）

支援期間中に提出していただく書類（シーズS2）

- 研究開発進捗報告書（四半期毎）
- 研究開発実績報告書（年度毎）
- 経費内訳書（半期毎）
- 財務状況資料（年度毎）
- 参加者リスト（年度毎）

応募方法（シーズ S2のみ）

- 提案書を慶應義塾大学病院臨床研究推進センターのホームページより入手してください。

https://www.ctr.hosp.keio.ac.jp/doctors/tr/support/SUprogram_R7.html

- ホームページの「提案書提出フォーム」より提案書を提出してください。
- シーズS2への応募では、財務状況資料（財務スコアリング、決算報告書、資金繰り表）も提出してください。（形式自由）

（注）＊ 提案書については、Wordファイルとそれを変換したPDFファイルで提出してください。

＊ アップロードできるファイルの最大容量は10MBです。

応募期間（シーズ S2のみ）

令和7年6月10日（火）～7月14日（月）正午

- 公募期間：令和7年6月10日（火）～7月14日（月）正午（厳守）

- 書面審査：令和7年8月上旬～（予定）

- 書面審査の結果通知：令和7年9月5日頃（予定）

※ヒアリング対象か否かに関する個別のお問い合わせはご遠慮ください。

- ヒアリング審査：令和7年9月下旬（予定）

- ・ 実施方法：Web形式

- ・ スライド：事前に提出

- 採択通知：令和7年10月中旬（予定）

- 支援開始：令和7年11月下旬（予定）

- 委託契約締結後、研究代表機関より発行された請求書に基づき、原則四半期毎に委託費をお支払いします。
- 本事業では橋渡し研究支援プログラムと同様に、シーズS2の委託費から伴走支援の対価をいただきます。

本事業の趣旨に沿い、本事業で支援を受けたスタートアップ（支援を受けたシーズに由来するスタートアップも含む）から、その成長に応じた成功報酬をSU支援拠点が得る仕組み（新株予約権を想定）を導入する予定です。

ただし、条件の設定にあたっては、SU支援拠点が支援時に受領する伴走支援の対価水準や、「大学知財ガバナンスガイドライン」などを参考に、スタートアップの成長を妨げない条件とします。

以下の1～3の要件を満たすことを条件として、特許出願にかかる経費の支出を認めます。

1. 委託期間中に得られた研究成果、または、知財戦略を構築した結果、出願が必要となった成果（委託期間開始前の成果）の出願であること。
 2. 原則、委託期間内に出願であること。
 3. 大学等の単独出願もしくは当該シーズの研究実施機関による共同出願であること。
- * 研究費を出願費用に充てられるか否かは、各大学等の規程により異なります。
 - * 特許出願する場合、事前に知財戦略を十分検討してください。
 - * 知財戦略上必要な場合、国内出願が済んでいる特許の外国出願（PCT出願を含む）も対象となります。

シーズに直接関係する特許の場合、国内・国際出願（国内移行を含む）を問わず、委託期間中は特許出願以降の特許登録までの経費の支出を認めます。

＊対象経費：

登録費用、審査請求費用、代理人費用、翻訳費用 等

＊対象外：

維持年金、登録維持年金（登録料と不可分な場合は可）、訴訟等に関する費用 等

- 他の資金と本事業の経費を明確に区別して管理するため、委託契約締結前までに本事業専用の口座（普通預金（無利息型））を残高0円で開設していただきます。
- 債権管理が必要になった場合には、AMEDまたはSU支援拠点に対して返還義務を負うことがあります。

- 採択後であっても、次に示す採択取消の理由に該当する場合は、採択が取り消されることがあります。また、これらの理由に該当していたにもかかわらず事前に発見できず、委託費の交付が決定された場合でも、後からその決定が取り消されることがあります。
 1. SU支援拠点の定める期限までに SU支援拠点が求める必要な書類が提出されない場合
 2. 採択において条件が付与された場合において、最終的にその条件が満たされなかった場合
 3. 公募の要件の不充足があった場合
 4. 当該シーズに参加予定の研究者について、支援期間中に申請・参加資格が制限されることが明らかである場合
 5. シーズを実施する実施機関側の原因により、別途SU支援拠点が定める期限までに委託費配分決定ができない場合
 6. 上記のほか、SU支援拠点が採択取消に相当すると判断した場合
- 慶應以外の橋渡し研究支援機関でシーズ登録されている研究課題の場合、採択後に当該機関のシーズ登録を解除していただくことになります。シーズ登録解除後、慶應橋渡し研究支援機関でシーズ登録してください。

1. 成果の帰属

- 特許権や著作権等の知的財産権については、特別の定めのない限り、知的財産を創作した実施機関に帰属します。
- 本事業の実施機関間での知的財産の取扱や秘密保持に関する取り決めは、委託開始前に十分に話し合い、明確にさせていただきようをお願いいたします。

2. 論文謝辞等の記載について

- 本事業により得られた成果等について外部発表等を行う場合は、AMEDおよびSU支援拠点の支援の成果であることを謝辞等に必ず記載してください。

本事業は、法令や政府機関の指針に基づいて実施されます。

1. 法令遵守

採択された研究者および事業者は、関連するすべての法令、規制、政府機関の指針に従い、本事業を遂行する義務があります。特に、補助金の使用に関しては、厳格な会計基準と透明性を保持し、適正かつ効率的な予算執行を行うことを求めます。

2. 指針の遵守

本事業の遂行にあたっては、関連する研究倫理、データ管理、知的財産管理等の要件を遵守することが必要です。これには、政府機関や関連団体によって制定された最新のガイドラインや政策が含まれます。

3. 利益相反管理

研究者および事業者は、研究の独立性、公平性、透明性を確保するため、利益相反の管理を徹底する必要があります。利益相反が生じる可能性のある状況が発生した場合、速やかに当該状況を開示し、適切な対応を講じる必要があります。

●相談申し込みフォーム

橋渡し研究プログラム 大学発医療系スタートアップ支援プログラム公募/相談申込

URL: <https://www.ctr.hosp.keio.ac.jp/forms/SU.html>

